

施設入所者対象のマイナンバーカード出張申請受付実施要領

吉見町では、マイナンバーカードの申請が困難な福祉施設などの入所者を対象に、町職員が町内の施設に出張し、マイナンバーカードの「出張申請受付」を実施します。

1 実施期間

令和7年7月7日から令和8年3月27日までの月曜日から金曜日（祝日を除く）
〈午前〉9時30分から11時30分まで 〈午後〉1時30分から3時30分まで

2 対象施設

吉見町内に所在する福祉施設など

3 申込条件 ※すべての条件を満たすことが必要です。

- (1) 対象施設からの申込みであること。
- (2) 申請者本人が吉見町の住民登録者であること。
- (3) 初めてのマイナンバーカード交付申請であること。
※ カードの紛失、失効等による再交付申請も受け付けできますが、**交付時来庁方式**（町民健康課窓口でカードを受け取り）となります。カード交付時に再交付手数料がかかります（手数料の支払いは、カード交付時）
- (4) 申請者本人が申請日から2か月以内に転居・転出の予定がないこと。
- (5) 申請者本人が申請会場に来ることができること。（15歳未満の方および成年被後見人の方は法定代理人の同行が必要）
- (6) 申請希望者から交付申請書（QRコード付き）の事前印刷、暗証番号の代行入力（暗証番号の設定が不要な顔認証マイナンバーカード希望者を除く。）することについて了承を得ること。
- (7) マイナンバーカードの作成について、申請者本人の申請意思が確認できること。（確認が難しい場合は、ご家族等からの同意が得られていること）
- (8) 実施日当日において、申請会場への案内・誘導、必要書類の記入補助、申請者の介助を行う職員を手配できること。
- (9) 申請者本人の本人確認書類を持っていること。
- (10) 申込団体で申請会場（会議室など）、駐車場（車1台分）を用意できること。
- (11) 申込団体で備品を用意できること。

【貸与備品】

名称	数量	備考
机	3台程度	申請手続用・写真撮影用
イス	4脚程度	申請手続用・写真撮影用
パーテーション または ホワイトボード	2～4枚程度	写真撮影用背景として背景布を貼り付けます。 無地の壁の前で撮影可能であれば、不要。

4 申込先

町民健康課町民係（庁舎1階2番窓口）

〒355-0192

吉見町大字下細谷411番地

【直通番号】0493-63-5010

【ファックス】0493-54-4970

【メールアドレス】y-9012@town.yoshimi.saitama.jp

5 申請できるマイナンバーカードの種類

- (1) 通常のマイナンバーカード ⇒ 暗証番号設定が必要なカード
- (2) 顔認証マイナンバーカード ⇒ 暗証番号設定が不要なカード

6 申請申込から交付までの流れ

- (1) 実施希望日の30日前までに、施設担当者が「吉見町マイナンバーカード出張申請受付申込書（様式1）」に必要事項を記入し、町民健康課町民係まで提出（持参、郵送または電子メール）してください。
- (2) 申請受付後、町職員が施設担当者へ電話で日程確定の連絡をします。
- (3) 実施日の20日前までに、施設担当者が「マイナンバーカード出張申請受付希望者名簿（様式2）」に必要事項を記入し、町民健康課町民係まで提出（持参、郵送または電子メール）してください。
- (4) 実施日当日までに記入していただきたい下記の書類を事前にお送りします。

通常のマイナンバーカード希望者

- ・ 個人番号カード・電子証明書 暗証番号設定依頼書
- ・ 個人番号カード・電子証明書 設定暗証番号記載票

顔認証マイナンバーカード希望者

- ・ マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みに関する同意書

住民基本台帳カード所有者

- ・ 住民基本台帳カード返納届

マイナンバーカード再交付者

・個人番号カード紛失・廃止届、または個人番号カード返納届

- (5) 実施日の7日前までに、町職員が施設へ出向き申請会場にて打ち合わせを行います。
- (6) 実施日当日は町職員が施設へ出向き、無料の顔写真撮影、本人確認、申請書の記入補助、マイナンバーカードの説明を行います。1人あたり15分程度の時間を要します。
- (7) マイナンバーカードを渡す準備が整い次第（申請から約2か月後）、施設担当者に連絡し、お渡し日時を相談し決定します。

なお、交付時来庁方式（町民健康課でカードを受け取り）の場合は、「マイナンバーカード交付通知書（はがき）及び案内通知書」を住民登録地に普通郵便（転送不要）で送付します。

7 申込取消

町民健康課町民係にご連絡ください。

8 実施日当日に必要なもの

- (1) 通知カード（お持ちの方のみ）※申請受付時に回収します。
- (2) 住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）※申請受付時に回収します。
- (3) 個人番号カード・電子証明書 暗証番号設定依頼書（通常のマイナンバーカード希望者のみ）
- (4) マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みに関する同意書（顔認証マイナンバーカード希望者のみ）
- (5) 住民基本台帳カード返納届（住民基本台帳カード所有者のみ）
- (6) 個人番号カード紛失・廃止届、または個人番号カード返納届（マイナンバーカード再交付者のみ※失効後のマイナンバーカードがあれば、申請受付時に回収します。）
- (7) 申請者本人の本人確認書類
「Aから2点」または「AとBから1点ずつ」
※ 「Aから1点」または「Bから2点」しかお持ちでない場合は、当日、町職員が持参する回答書を記入の上、提出していただきます。
- (8) 申請者本人が15歳未満の場合及び成年被後見人の場合は、法定代理人の本人確認書類
「Aから1点」または「Bから2点」
- (9) 代理権の確認書類
 - ① 15歳未満の場合：戸籍謄本
※ 住民票上同一世帯で親子関係がわかる場合または本籍が吉見町にある場合は不要
 - ② 成年被後見人の場合：成年後見登記事項証明書

A	マイナンバーカード、身体障害者手帳、精神障害保健福祉手帳、療育手帳、運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの）、住民基本台帳カード、パスポート、在留カード、特別永住者証明書など
B	健康保険の資格確認書、介護保険被保険者証、医療受給者証、年金証書、年金手帳・基礎年金番号通知書（年金額改定通知書・年金振込通知書を含む。）、障害福祉サービス受給者証、生活保護受給者証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、学生証、預金通帳など

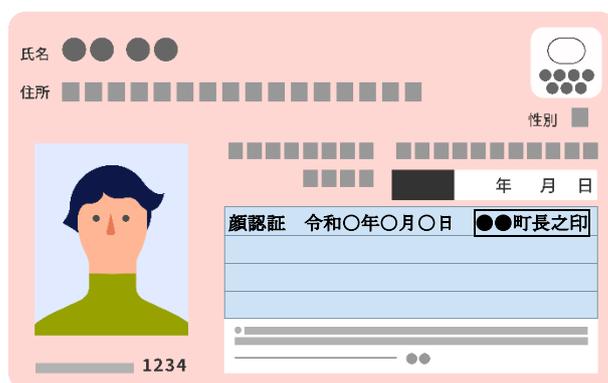
※ 有効期限があるものは有効期限内のものをご準備ください。

(参考)

◆顔認証マイナンバーカード

暗証番号の設定や管理に不安がある方の負担軽減のため、暗証番号の設定を不要とし、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書を用いる際の本人確認方法を暗証番号による認証ではなく、機器による顔認証または目視に限定したマイナンバーカードです。

カードの表面右下の追記欄に「顔認証」と記載されます。



イメージ

顔認証マイナンバーカードで利用できる/できないサービス

利用できるサービス	利用できないサービス
<ul style="list-style-type: none">・健康保険証としての利用・券面の顔写真や記載事項（氏名、住所、生年月日、性別など）を用いた本人確認書類としての利用	<ul style="list-style-type: none">・マイナポータル・各種証明書のコンビニ交付・オンライン診療・オンライン服薬指導・その他のオンライン手続などの暗証番号の入力が必要なサービス

顔認証マイナンバーカードを任意代理人による交付時来庁方式（町民健康課窓口でカードを受け取り）で交付する場合の注意事項

- ・任意代理人による交付時来庁方式の場合、町職員が申請者本人に代わって代行するマイナンバーカードの健康保険証の利用申込みができません。
- ・マイナポータルやセブン銀行ATMからの健康保険証の利用申し込みができません。医療機関などの顔認証付きカードリーダーでの申込みをお願いします。

◆任意代理人による交付時来庁方式

下記のURLまたはQRコードからご確認ください。



https://www.town.yoshimi.saitama.jp/soshiki/choumin_kenko/koseki/5/3667.html

◆通常のマイナンバーカードの暗証番号

種類	暗証番号の規定	使用用途
署名用電子証明書	数字と大文字アルファベットの組み合わせ 6文字以上16文字以内	e-Tax等インターネットで電子申告を行う際などに使用
利用者証明用電子証明書	数字4桁	健康保険証としての使用のほか、マイナポータルや住民票の写し等のコンビニ交付を利用する際などに使用
住民基本台帳用 (設定必須)	数字4桁	転入手続きやカードの住所・氏名等の変更手続きの際などに使用
券面事項入力補助用 (設定必須)	数字4桁	個人番号や基本4情報(住所、氏名、生年月日、性別)を確認し、テキストデータとして利用する際に使用

◆マイナンバーカード再交付手数料

マイナンバーカードの再交付には、原則以下の手数料が必要となります。新しいマイナンバーカードの交付時にお支払いとなります。

マイナンバーカードのみの再交付 800円

マイナンバーカードの再交付と同時に電子証明書の発行も行う場合(顔認証マイナンバーカードを含む) 1,000円